地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 6 年 7 月 22 日

横浜市契約事務受任者 横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要 宮谷小学校における給食室系統業務用給湯器修繕
- 2 履行(納品)場所 横浜市西区宮ヶ谷 6-7 横浜市立宮谷小学校
- 3 契約日 令和6年4月12日
- 4 履行日又は履行期間 履行日 令和6年4月17日
- 5 契約金額 471.460 円
- 8 契約の相手方(名称及び所在)三和工業株式会社横浜市西区平沼 1-33-7代表取締役 小関 誠
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由 給食室の給湯器が故障しお湯が使用できなくなった。給食提供業務に支障をきたすた め緊急契約による対応を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由 横浜市有資格者名簿から、近隣で速やかな対応が可能な業者を選定した。
- 9 所管課 横浜市立宮谷小学校